

## 神道と福祉

——控え目な社会・文化・自然環境資源——

櫻井 治男

ただ今、過分のご紹介をいただきました櫻井と申します。どうぞよろしく申し上げます。

ここモロロジー研究所へ寄せていただいたのは初めてでございます。ただし、先ほどご紹介下さったように、廣池千九郎先生は私どもの大学の戦前の教授でいらっしやいました。そういうことで何かゆかりがございます。私としては印象深く思っております。

廣池先生は、伊勢の神宮についての書物をお書きになっておられ、それが当時としては、神宮を全体的に知る初めての入門、概説書として知られるところです。

本日は伊勢の神宮の話ではなくて、私が関わってまいりました「神道と福祉」をテーマに話をいたしたく思います。ただ、お話をするにあたり、悩みましたのは、実は私、今年三月末で定年を迎えました。現在、特別教員として残っているのですが、私が平成一〇年より所属しておりました社会福祉学部も同時に閉じられたのです。もちろん単に閉じたわけではございません。その後継として新たな学部へ、福祉人材養成の一部は移管されたわけですが、そうした顛末の中で本当に福祉のことをお話ししてもいいのかという迷いはあったのです。ただ、これまで、神道と福祉について、一

般の方々にもあまりお話しすることはありませんでしたので、これまで私自身が仲間の人たちと共に考え、研究面で取り組んできたことを紹介し、少しでも福祉社会の発展継承に寄与できればと思っております。

### I 「衣食」の時代と生活の姿

お手元の資料に従って話を進めます。まず、今私達が生きている現代社会はどのような状況だろうかと振り返りますと、近年の報道等で気になることが二つございましたので、その話題から入りたいと思います。一つは、厚生労働省から「国民生活基礎

調査」の結果がごく最近公表されました。

七月一五日となっております。そこには児童のいる世帯では六割以上が「生活が苦しい」と回答しているとのことです。子どもも貧困率も調査以来最悪だというようにあります。あれ、昔に比べて、今は豊かな時代ではないのかと思っていたのですが、実際の生活感、あるいは生活の姿というのが、苦しく貧しいのだという、とても気になる結果なのです。

それから二つ目は、七〇歳代以上の介護は約半数が「老々介護」。特に女性ほどストレスが高くて、そのストレスの原因として男女とも一番高いのは「家族の病気や介護」というわけです。

老々介護といえますと、私も今一〇二歳の母と伊勢で一緒に過ごしているのですが、先般までは、別居の両親の場合、九四歳の母が九八歳の父を見ているということで、三人の親、合わせて約三〇〇歳が小さな家族で寄り添っているという状況だったので、老々介護のことは他人事ではなく、ストレスを抱えられている方々の気持ちは分かるんです。けれども、そうした状況の

中で、自分自身の姿を見つめると、少しばかりでも福祉のことに関心を寄せたり、学んだり、あるいは経験していることは、とても貴重であり、大事なことだとあらためて思っている次第です。

さて、子どもの貧困という問題が出てまいりましたが、貧困だけではなく、さらに気になっていることは、ここに示しました「五つの《食》」という内容なのです。私たちの生活ニーズには大きく捉えると三つあるとされます。一つは、基本的生活ニーズ。これは衣食住という生活する上での基本となるものです。それから次は社会的なニーズ。すなわち人と関わったり、仕事を持つたりというような事柄です。それから三つ目は文化的なニーズ。すなわち、趣味をはじめ芸術、スポーツ、さらには宗教に至るまでで、これら三つのニーズがトータルに整っている、充足していることが、いろんな意味で満足、あるいは幸せな生活のあり方だと捉えられています。

そうした中で「食」を一つ取り上げてみますと、今日的な特徴や傾向として指摘されているのが、ここに示した「孤食」「個

食」「小食」「固食」「粉食」と表現される五つの内容です。数字の「五(ご)食」と「こ食」と近い音です。私は、これに「故郷(ふるさと)食」の「故(こ)食」を加えて「六食」として、その大切さを学生には説明をしているところです。さて、

最初の「孤食」。すなわち「ひとり食」という意味ですが、皆さん方、ご自身ではいかがでしょうか。「ひとり食」という状況はないでしょうか。すなわち、現代の子どもさんの中には、ずっと一人で食事をしている状態があるのだと。もちろん、せざるを得ない状況ということもあるわけですが、その背景の一つに、昔と違って、スナック菓子をはじめ、身近にいろんな食べ物があり、お腹が減ればすぐに手が届く。

これまでのように、一日三食、あるいは朝夕の食事は、家族がそろって食べるというような状況ではないということが指摘されています。親御さんの仕事の関係、ごともさんの習い事など、家族がそろわずにそれぞれの時間に食べる、食事時間が不規則になる。あるいは夜遅く食べることとなり、今度は、朝がなかなか起きられない。そう

した状況で「食の負の連鎖」ということが起こっているのが実際で、お子さんたちを預かっている保育所、学校の先生方も、大勢で食べることに馴染めない子どももいて、困っていらつしやるということもあります。こうした課題を持つ「孤食」の場面のことで。

二つ目の「個食」は、個人で好きなものだけを食べるという、これは栄養の観点から言えば、いろんなものをまんべんなく食べるのがいいのでしょうか、特定の食べ物にこだわりすぎるといふか、自分好みのものをもつばら食べるという傾向です。いわば、「他の分野」に目を遣らないということ。

それから、三つ目は「しょうじょく（小食・少食）」を「こしよく（小食）」と訓みまして少ない食分量。これにもいろんな理由があるのですが、メガ盛りを競い合って食べるよりは、量的にいい面もありますけれども、食事時間の不規則性もありまじょうし、子どもの時から自分の体形などを気にして少ない量しか摂らないようになってきている。

四番目は「固食」。自分の好きなもの、これは二番目とよく似ていますが、固定して食べる。もうこれだけというふうにして、決まっているわけです。私の体験ですが、学生とコンパをした時に、「和食処」で「飲食をしたい」、「お刺身が食べたい」と言うので、「それじゃあ、食べようよ、一緒に」となったわけです。こちらのおゴリですよ。冬場に「お刺身となれば、熱燗でしょう」と私は思っていました。僕が食事の飲み物はコーラに決めているんです。これしか飲まない」と。

「コーラ飲みながらお刺身食べる」と言われた途端に、私は、「しまったな」、「孤食」にすれば良かったと思う時があるのですね。そうした意味では、個人で好みを囲い込んでしまうというのは結構あります。研究室で出したお菓子も「いや、僕はこの菓種類は食べないっす」とかで、無理強いをしたり、「よくも目の前でぬけぬけと言います、そのようにリスponsする若人たちが増えました。

それから最後は「粉食」ですね。米飯が

少なくなり、他のコナモノ食が増えているという状況です。このところは、日本にとっては心配なですね。日本のお米の自給率は九六%ですが、それがあまり食べられずに、パン、麺類、パスタなどが好まれる。例えば小麦などはほとんど輸入しているものに依存しています。そうした点で、

世の中に、食べ物はいろいろ出回っているのですけれども、五つの「こ食」という事、食べ方の様相が、現代社会で大きな課題になっている。こうした状況をどのようなように評価するか、あるいはそれに向き合っていくたらいいかというのは、これからの生活を考える上でますます重要な点であるかと思えます。

そこでこうした問題、いろんな生活の基本的ニーズにかかわる現代的な課題も含め、宗教という文化ニーズに関心を向けながら、私たちは一体どのような暮らしぶりをしていけるのだろうか、自分はどういう関わりをしているのだろうかという事から、少しまとめてみましたのが、図1です。

## Ⅱ 場と時から見る暮らしの位置

この図は、時間と空間という二つの観点から整理したもののなのですが、縦軸が時間です。横は空間として作成しております。まず時間の方を見ますと、私たちは日々過ごし、それが重なって一か月、これが二か月あり、その全体を一年として、年々歳々という言葉どおり過ごしております。これは比較的分かりやすい時間の捉え方です。

時間軸の上段の一日・一年、これは毎年毎年やってきますから、儀礼論、儀礼研究では、循環する時間、平易な表現として「丸い時間」として説明されます。



藤田嗣治「パリの私の部屋」

それに対して下の方、誕生から亡くなるまで。これは時間が繰り返して巡って来ず一回きりで流れていく時間ということ。「直線の時間」と言われるところですが。すなわち循環的な時間と、直線的な時間、この二つを私たちは経験しながら、意識の有無にかかわらず生活していると捉えられるわけです。

時間軸の下段、ここに誕生と死の間を「人生の階段」と記しておきましたが、同じ人生行路の表し方でも日本とヨーロッパでは風土の違いが見られ興味深いところがあります。絵葉書から借用したので、写りが悪いのですが、藤田嗣治画伯の「パリの私の部屋」という作品に、壁に掛けられた、人生の階段の絵が描かれています（右写真）。これは、一六〇九世紀でしたか、非常に流行った絵だとされ、左側から右側へ、誕生から階段を上がって、最後亡くなるまでが描かれています。ちょうど階段中央の一番高い辺りが人生の絶頂期。それから下って行くという。これを居間に掲げ、自分を振り返るような設定になっているのですね。誕生では天使の祝福を受け、

子ども時期を経て、出征と恋人との別れ、結婚、子どもの誕生、社会的榮譽を受けるというようになっており、二〇歳からは一〇歳刻みで階段が示されています。

日本で言えば、七五三や厄年、還暦、米寿などと特別な折節を迎えます。そしてそれぞれに儀礼が行われ、やがて最終ステージへ到着するという、このような直線的時間の流れの中で自分というものを視覚的に確認する図といえましょう。余談ですが、人生の階段図に相当するものに、日本では「熊野観心十界曼荼羅」というものがあります。人生行路を、右から左へ、半円弧のそれぞれの位置に立つ人の姿を描いています。ヨーロッパのそれと大きく異なるのは、日本の絵では人生行路を春夏秋冬と合わせている。春は桜、秋は紅葉というように示されており、四季が明瞭なのです。ネット上でご覧いただけると幸いです。

一方の空間面で見ますと、私たちの繋がりが、これまでですと地縁、血縁が紐帯の要件で、家があり、ムラと呼ばれる地域社会があり、それを広げて行きますと国という単位で結びあってきたわけです。さらに、

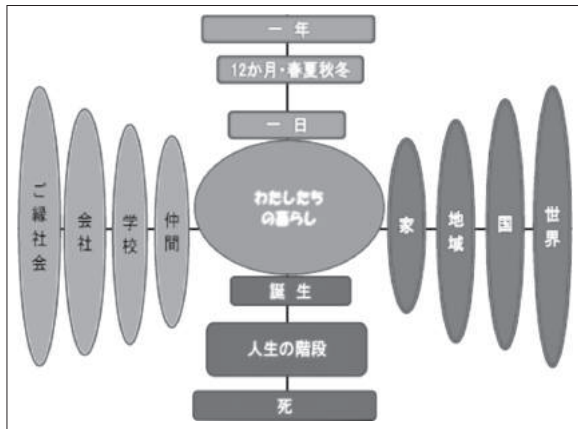


図1. わたしたちの暮らし

今日的には同じ地球上の世界というなかで自分を認識する必要がでてきているわけです。

そういう点で言えば、私たちは日々をどういう空間の中で意識しながら過ごしているのか、立ち位置をどこに置きながら自己の存在を確立するかという問題に向き合っているわけです。

これまでですと、地縁、あるいは血縁と

いう「縁」の中で、ある意味、安定した結びつきの社会に存在してきました。逆に言えば、そうした「縁」によって社会生活が保障されてきたわけです。その縁が、戦後日本では古い体制として否定され、拒否する傾向が強くなりました。その反省もあつてでしょうか、家族の絆をテーマとしたドラマもよく放映されますし、後に申し上げますが社会福祉の領域でも、旧来と同じ意味合いではないですが「地縁」の回復などが注目すべきテーマともされます。

さて、血縁・地縁の一方で、私たちは別な形でさまざまな「縁」というものを結んでいます。これが一緒に何かの起こることを起こそうと目的を共有する仲間であったり、あるいは学校という場で。これも通う学校により異なりますが、地元にある学校、あるいは遠くへ通学する学校で、勉強するという目的の場で結ばれる縁がありましよう。それから実際に勤めだしますと会社というところが結びつきの契機となります。こうした特定の目的をもって組織化されたりするなかで結ばれる縁を、社会学では「社縁」と言われてきました。仏教や神社関係

で言えば、観音講、念仏講、御嶽講、三峰講と称されるものがあります。

ところが、現在はもう一つ新たな縁、「選択縁」と言われる場合があり、自己の関心に応じて選び求める縁の世界です。むしろ、こちらの縁の方が多くなっている。この縁は目的に結ばれますが、その縁から自由に離れることが可能で、流動性が高いですね。ネット上でも可能ですし、バーチャルな世界が構築され、従来の時空間的束縛をいとも簡単に越える結合という特徴を持ちます。但し、その縁を結ぶ人間は、実際には地球上、国という範囲、地域や家族という中にもおりますので、横軸の中に置いてみました。

### Ⅲ 福祉人材の養成

このようなさまざまな縁の中で生きる現代社会の私たちにとって、今日お話をいたします神社とか、神道という問題はどのような場面に表れてくるかということをお示ししたわけですが、私としては、基本的に「地縁」を重視するところで神社・神



道の問題を考えています。

さて、ここからは神道と福祉という問題について話を進めさせていただきます。先ほども申しましたように、私は、本年三月に大学の定年を迎えるまで、十数年、社会福祉学部にも所属してきました。それまでは、文学部の神道学科、さらにそれ以前は神道研究所におりました。私どもの大学が福祉領域へという流れが作られましたのが、資料1（後掲）に示しましたように、平成二年に、学校法人の理事長が代ってからです。大学はこれからのような展開があるかということを検討しておられた時に、同じく三重県の名張市という、伊勢よりも大阪に近い所から大学誘致のオファーを受けたわけです。

名張市について皆さん方の中には初めて名前を聞かれるかもしれませんが、江戸川乱歩という推理作家が生まれた所です。若い人だと、歌手の平井堅さんの出身地、最近ではサッカーの山口蛍さんという選手が出身だということ知られています。

この名張市は、大阪から見れば、大都市圏のアウトスカートといえますか、周縁に

あたり、中心部まで通勤するのも一時間ほどで比較的便利なところですよ。小さな盆地内にあり、周囲は緑の山に囲まれ、市内は水量のある川、淀川の上流にあたりますが、鮎釣りのできる川が流れ、田んぼも広がりという自然が豊かな地です。ただ、里山を次々と開発して団地化され、庭付き住宅が次々に建てられ、人口が急激に増えました。それまで数千人規模の町であったのが、平成五年ぐらいは七万人ほどに人口が増えて、全国で人口の急増地域として知られる、そういう所であったわけです。学校の増設、公立病院の整備はもちろんですが、市の将来を考えた時に、当時の市の幹部の方々は、今後とも当面は人口が増加するであろうが、一方で少子高齢社会を迎える。それに対する問題も検討されていたわけです。その場合に何が必要かという点、やはり福祉という問題を真剣に捉えるべきだという考えから、新たな造成地に保育所や幼稚園、小学校、更に高齢者施設を設け、そこに福祉系の教育機関を置き、団地

帯を福祉の理想的な郷にというプランを持っておられたのです。それらを一体と

して有機的に動く社会を想定し計画を立てられたわけです。開発された土地は住宅建設だけではなく、福祉の専門的な教育研究が行われ、福祉人材を確保する上でも、これまで伊賀地域には大学がありませんでしたので、大学の福祉学部誘致を目指されたわけです。

平成一〇年に学部がスタートし、福祉への社会的関心も高く、当初は学生も多く入学してくれました。四年制大学の社会福祉学部としては三重県内で一か所でしたが、設置認可がなされた頃は、近隣の県にも次々に福祉系学部の設置やそちらへの学部改組がなされていたわけです。ところが間もなく、福祉を目指す学生数が全国的に少なくなる状況が発生します。そうした中でも学部定員一学年二〇〇名が福祉を目指すという点では、結構学生を受入れておりましたが、開設から八年ほど経過し、厳しい状況が見えてきました。就職面でも「福祉ブーム」などとも言われていましたが、陰りが生じてきます。福祉を目指す学生数が全国的に少なくなる状況に至ります。単独学部で教育展開を図ることが非常に状況と

して難しくなっていました。そこで、規模を縮小して、私どもの大学本部は伊勢市内にございますので、そちらへキャンパスを集約するとともに、社会福祉学部を改組するという形をとった次第です。平成二六年三月に最後の学生さんが卒業すると同時に学部は完全廃止されたわけですけれども、社会福祉学部の開設に当たって掲げられた理念が、神道的な福祉を目指すということだったのです。

神道と福祉は結びつかないという意見や皇學館に社会福祉系の学部は不要という指摘もありましたが、学部が開設された背景には、少しくその源流とも言えるシーズがございました。私どもの大学は、昭和二一年の三月にGHQの神道指令で廃学になりました。廣池先生がお勤めの際は内務省管轄の専門学校だったのですが、昭和一五年に文部省立の官立大学、いわゆる国立大学となりました。ですから、国の機関から神道を一切除いていくという、神道指令によって学校そのものがなくなつたわけですね。しかし卒業生の方々が随分と尽力をされて、昭和三七年に私立の大学として再興

されました。現在はここ麗澤大学と同じ、二八〇〇人ほどの学生数からなる、小規模な大学なのですが、大学再興の頃には、文科省から理工系の学部設置をとも言われたらしいですが、三重県側からはむしろ、社会事業や福祉科というものを設置して欲しくないかという、そうした要請があったと聞いております。結局、再興時は文学部の国文・国史の二学科からスタートしたわけです。但し、平成一〇年に社会福祉学部が出来るまでの時代性や社会背景を考えてみますと、日本の将来を見つめれば、福祉へのニーズはまもなくやってくる。その領域の専門家、優秀な人材が必要となってくる、地元のニーズとしては福祉人材の育成が急務ということも見えている。そういう振り返りの時であつたのだらうと思います。

その時に、一体どのような理念を私立の大学として明示したかというのが、学部の設置事由で、そこには「高齢化社会を迎え、真の福祉社会の実現が希求されている今日、顧みてこの法人の精神基盤とする神道は、共同体社会の共生共栄の精神的核心をなすものであり、これは『福祉の精神』

の原点に通じるものである。このため、法人が経営する皇學館大学において、福祉社会の構築に必要な指導的人材及び実践的人材を養成することを目的」とすると記されており。ここに、「真の福祉社会の実現」という表現が出てきます。これは後ほどお話しするかもしれませんが、日本では太平洋戦争後、社会事業という表現よりも福祉という用語が積極的に用いられます。

そして福祉の増進を図る上での「福祉国家」、すなわち福祉は公的な領域の、国が責任をもって行う施策として展開されます。ところが、一九七〇年代のオイル・ショック以降でしょうか、長引く経済停滞となりますと、「福祉社会」という言い方が使われるようになります。これはどういうことかと言うと、福祉というものは国だけじゃなくて、民間も含めて複数のセクターで担うことだという、考え方が変わってくると言いましょいか、そうした時代の流れができてきます。

さて、ここでは広い意味での福祉社会、その社会の実現に向けて、学校法人皇學館が基盤としている神道というものを、これを

どう捉えたかという点、先ほど紹介しましたように、共同体社会の共生共栄の精神的核心をなしている点である。それが神道の基本的役割なのだというメッセージです。これは同時に「福祉の精神」、ここで言いますと、みんなが共に生き、共に栄えるという、そういう精神と通じているところであり、この認識に基づき二つの人材、すなわち指導的な人材と、実践的な人材、この養成を目指す意義があると表明されています。

この事を少し敷衍いたしましたして、私なりに捉えましたのが、「自然に命(いのち)の尊さと畏敬感を見いだす神道の原初的宗教観念、社会の共同性の中に神性を自覚し日々の営みを大切にする生き方は、現在の日本社会で必要とされている、一人一人の存在を大切に、各々の役割を認め合い、地域コミュニティの回復、再構築に重要な役割を果たすものと考えられる。仏教・キリスト教ではない、神社神道に基づく福祉理念の具現化と人材養成を目指す」という観点です。

神道は、ある教えに基づいた宗教という

わけではないのですが、長い日本の文化、社会あるいは環境の中で育まれてきました宗教性のある現象と見ておきますと、そこには自然に命というものの尊さ。命の尊さというのは、よく自然の恵みという言葉で表現されますけれども、それだけじゃなくて自然の怖さですね。畏怖・畏敬感、この部分を持つている。自然の慈しみと、もう一つは恐ろしさ、そういう自然の両面性を同時に認識する、非常に原初的な宗教観念。それからもう一つは神道というものの発生をどういう場面から捉えるか、いろいろ議論はありますが、やはり稲作を始めた中で共同社会、そういう社会を母体としていくというのが基本でありましょうから、共同性の中に神の存在がある、その神様の存在を自覚し、そして来世とか、あるいは死後においてというよりも、今生きている日々の営み、これを大切にするのだという考え方です。そして、現実の社会では、一人一人の存在を大事にし、各々が役割を担っているとの認識に繋がってきます。

こうした役割分担主義的な考え方、さらには社会の共同性というところで言います

と、その社会の基本とするところは、地域コミュニティという問題なのです。それが現在はコミュニティ内部が分散化し、あるいはコミュニティが失われていくとよく言われますが、その回復、あるいは再構築に重要な役割を果たしていく必要がある。仏教やキリスト教のように、これまで福祉への関わりや活動というのを積極的にされてきた宗教とは違った、神社神道としての福祉への関わりというものがあるのだ。そうしたことを踏まえながら人材養成を図っていくという、こういう考え方が共有されていたわけです。

廃止となりましたのに、ここで学部の紹介をさせていただいたのは、「神道福祉」ということを積極的に打ち出されたことと、神道が福祉と結びついているのだという自覚が端的に表明されているからで、それを踏まえながらどのように学生さんと向き合っていくかというのが教育展開となり、また一方で学術的な根拠を明らかにして行くことが必要となって参ります。そこで、その話へ進む前に、では福祉とはどのような概念であるのかということ、私な



りに理解する範囲で少し述べさせていた  
きたいと思います。

#### IV 福祉の構成要素と

##### 宗教の福祉活動

福祉という言葉、簡単に言いますと「福」も「祉」も幸せという意味なのです。だから幸せであること。もう少し言えば、その幸せというものが、個人の事情というよりは、どちらかと言えば社会のほころびということによって、満たされていない状態となる。そうした状況に関わっていくのが社会福祉と称される領域なのです。その社会福祉の構成内容について、淑徳大学の学長でいらつした長谷川匡俊先生が『宗教福祉論』というご本で、わかりやすく「主体」「対象」「方法」「思想」の四領域に整理しておられます。浄土宗は福祉活動が盛んで、その先生がおまとめになったものです。

最初の「主体」とは、福祉実践の担い手のこと。担い手は人だけではなくて、行政組織もそうです。福祉の専門職にソーシャ

ルワーカー、すなわち社会福祉士とよばれる方がおられます。厚労省の資格になっています。ケアワーカーという方は、介護福祉士と称される方々です。それ以外には、ケアマネージャーとかいろいろな立場の方たちがいらつしゃいます。社会福祉士と介護福祉士は、資格制度の点で申しますと、名称独占と言いまして、医者さんであれば

医師、あるいは看護をなさる方であれば看護師という資格をお持ちで、その方々は看護師でなければできない仕事、医師しかやってはならないという、そういう意味では業務独占の資格なのです。それに対してソーシャルワーカーという活動は、資格がなくて可能なのです。ケアワーカー、介護職もそうです。ソーシャルワーカーの仕事の中心は相談援助にあります。現在、この方々の活躍するための職域拡大、例えばスクール・ソーシャルワーカーなど、専門性をいかにする身分保障を明確にするという方向にあります。また、介護をなさる方というのは、利用者の立場ではなく、提供者であり、主体として介護をされる。そういう場合には、ケアワーカーとしての資格を持

たなくても介護の仕事をされています。日本ではホームヘルパー資格をお取りになる方もいらつしゃいますね。但し、より専門性を有した存在となれば介護福祉士ということになります。もちろんこうした専門職としての立場にとどまらず、福祉サービスの提供や支援を行う場合、民間の組織、個人も主体となってきます。

では、二つ目の対象とは何か。それは、各時代・社会のなかで、あるいはその時代・社会自体が生み出す構造的な「ほころび」「よりよくある状態」（福祉）に欠けた状況、あるいはサービスの利用者ということになります。施設などでは「利用者さん」と呼ばれますが、個人ばかりではなく、個人が生きる社会の制度や状況、あるいは人々の意識や関わりの仕組みなど、この社会でできていないこと、も対象となります。

三つ目の方法が、主体と対象をつなぐものです。対人援助の技術や社会福祉資源の活用方法とされる内容では、ソーシャルワーカーのスキルや介護のスキルもありますし、新たな方法を生み出し、改善して行く

ことも必要です。授業科目には対人援助技術というものもありますし、実習では現場でさまざまなことを体験します。

こうした三つの領域だけではなくて、もう一つ根本的に大切なのは四つ目だと長谷川先生はおっしゃるのですね。すなわち福祉に関わる思想、哲学、そして宗教。ここには理念や目的、活動を貫く考え方など、根底を流れるものだと。これを忘れた時に、福祉が単なる方法、スキルの問題に留まってしまいかねない。この部分というものを忘れてはいけないと指摘されています。

ところが福祉研究におけるトレンドとしては、哲学、思想や歴史への関心は必ずしも高くないと言われています。制度や歴史よりも実践に比重が置かれるのは、社会学を特色づけていると思います。しかし、人材養成を行う上で、また仕事に携わるにせよ、人間存在をどのように捉え、どのような理解を持って臨むかという問題は大きいと思うわけです。そういう点で長谷川先生が、宗教福祉論で、その福祉の内容、活動を動機づけ、促す、宗教的価値観

や考え方を教えておられることは重要なテーマだと考えます。

ただ、福祉に関わる主体という点で言えば、個人レベルでの宗教の問題が中心に位置づけられています。個人が、一人一人が高い意識を持つことの大切さをおっしゃっているのはよく分かるのですが、そうした場合に神道というものは、同じ宗教といくくりの中ではなかなか位置づけがしにくいところがございます。

例えば、動機づけや福祉の価値を支える明確な教えとして簡潔に表明されているのかという点について、キリスト教で言えば、博愛あるいはアガペーという思想ですね。仏教では慈悲喜捨という考え方。イスラムなんかも喜捨という教えや考え方は福祉にとつてキーワードだと言われているところですね。それらは、いずれも各宗教の聖典に基づき、仏教の福祉理念、キリスト教の福祉理念として示されることです。ところが神道のような場合、明確な教義として示されていない場合、神道福祉と表明しても、そこにどのような理念の共有があるかという課題があります。これはなか

なか難しい、あるいはそうした時に何か共通の、いわば活動の背景を端的に表現する概念があるのかという問題がございます。

これについて、少しく考えてみますと、宗教により明確にそうした教えが明示される場合と、そうではなくて、普段の人間関係や何気なく他者へ発せられる言葉、例えば「お互いさま」とか「お蔭さま」と言うことができあう環境の基底に宗教的な背景を捉えて行くのはどうであろうかと、こうした考え方を持っています。神道の場合、そうした環境を形成し紡いできた「共同の意識」を支え、あるいは共同性を表象する行事の大切さを思い実修する。また他者のさまざまな福祉活動の実態を柔軟に受け止めて、必要な環境を整えて行く上で「カミ様が見ておられるから」と説明することで理念が表わされていたのではないかと思えます。日常的な言葉そのものですね。この点では、福祉活動にたずさわるためには、これこれの思想に基づくからというタイプではなくて、こうした意識のもとで活動にかかわることがカミ様、すなわち尊く、神聖さをもつ「共同意識」に添ったことなの

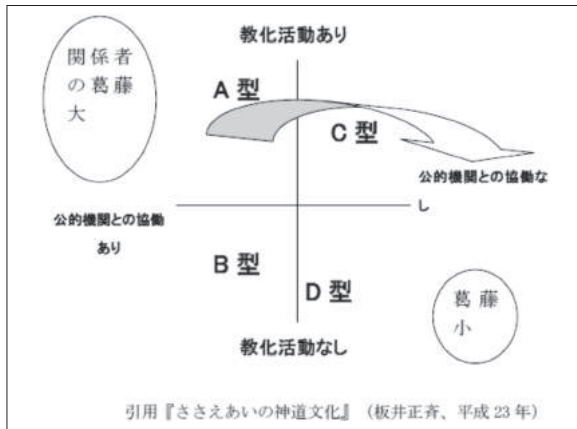


図2. 宗教と公的機関の協働関係

だと自覚してきたのではないかと思いません。実際に福祉活動をなさっている神職の方々のお話や書かれたものを拝見しますと、神の指示によるとか、神に対する義務というような意識ではなく、ご奉仕の神社であれば、「ご祭神の御心に添えるように」という発想が見られます。

## V 問われる宗教の社会貢献

さて、宗教と福祉の関わりの中で、今日的には福祉という領域だけではなくて、宗教があらためて社会のさまざまな領域に関わっていく、あるいは社会貢献という課題が重要なこととして、盛んに研究が進められ、単に対象として研究するだけではなく、自らがアクティブに事象に関わりながらリサーチすることがなされています。例えば東日本大震災についても、研究者として被災者の方に寄り添うとか、宗教組織や団体と被災地の方々との間の橋渡しを行う、救援施設となる社寺、教会などの情報をネット上のマップに逐次掲載し、支援の一翼を担うということも見られます。

宗教の社会貢献というテーマの背景には、間もなく二〇年となるオウム真理教事件のような問題があった時に、一体宗教は何をしているのだろうかという社会からの疑問や批判、あるいは宗教に対する不信があると思えます。

三・一一の東日本大震災以前の阪神淡路

大震災の時ですが、宗教は何もできなかったではありませんかとの論評があり、その後を検証し考察していく意識の中で、現代社会における宗教の役割などがテーマで問われてきているところです。宗教の社会貢献について、大阪大学の稲場圭信さんがまとめておられます。稲場さんによれば、宗教者や宗教団体、あるいはこのところもポイントなのですが、宗教と関連する文化や思想、こうしたものが社会のさまざまな領域における問題の解決に寄与したり、あるいは人々の生活の質、QOL、Quality Of Lifeと表現されますが、その質の維持や向上への寄与の問題に注目して行くという内容です。

領域として、緊急災害時救援活動、発展途上国支援活動、人権、多文化共生、平和運動、宗教間対話、環境への取り組み、地域での奉仕活動、医療・福祉活動、教育、文化振興、人材育成と広がりをもって掲げておられますが、実際に、宗教の活動を見ますと結構さまざまな形で社会への関わりや活動がなされています。

ただ、実際の活動場面ではいろんな議論

や課題もあります。何故かと言いますと、宗教の活動といえは、教えを広めることを目的とした活動であり、それは福祉活動とは離れるべきだという考え方。いや、両者は一体なのだという主張など、整理ができていないと言いましょか、明確にはできない部分というのがあるということなのです。例えば、他者に向き合う時に、他者への愛は、人間に普遍的に内在する愛ということなのか、宗教の教えに基づくものなのかなど、特定の宗教の立場を離れて活動されても、自己がお持ちの宗教の布教となっているのではないかというように見られるところもあります。これをどう認識するかということでは議論のあるところです。

それからもう一つは、特に日本の場合、宗教と公的機関との関係の問題が発生します。災害支援の時など、宗教教団や精神文化の活動団体のように、組織化されたところでは、日頃のまとまりや内部の強硬なネットワークがあり、即応的に動かれることが可能なのですね。トレーニングを重ねていらつしゃいますから、本当はすぐさま組織的活動が展開される状況であるのです

が、行政側としては、宗教ということで活動の受け入れに身を引く傾向が強いところがあります。

災害時だけではなく、地域での活動、あるいは文化的な活動領域でも、政教分離という理由で宗教との関わりを拒否されることもあります。こうした点について、板井正斉先生が神道とのかかわりを念頭に、四つのパターンでまとめられています(図2)。A型は、関係者相互に葛藤が大になってくる。それに対してD型の公的機関との協働なしとなりますと、日本の場合、葛藤が少ないという状況があるわけです。宗教団体がなんらかの形で一般社会のために奉仕活動しようとした場合、行政は行政だけで行うなど、そしてなかなか一緒になつてことにあたれないところがございませう。ところが、アメリカやイギリスでは、むしろ宗教団体がNPOを組織化して、例えば高齢者への配食サービス業務を行政サイドから請負い、活動をするなど、宗教のNPOが認められているわけですね。そういう点で、コラボレーション、「協働」とはしばしば言われますが、宗教者が関わっ

てくる場合、公的機関との関係では葛藤が生じやすいというのが課題だろうと指摘される場所です。

## VI 神道福祉への視座

先ほど、神道と福祉観について少しふれましたが、ここでは、先学のお考えや神道界のスタンスなどについて話をいたします。「神道と福祉」という表題を掲げますと、世代や関心の向け方により、受けとめ方の印象が異なるように思います。「神道」と言うだけで、即戦前期の「国家神道」のことだとして批判的に見ている方、神道自体は何も知らないし分からない、それが社会福祉へ参入するのは、どのようなことか理解しがたいとの意見があります。また社会福祉の「社会」という言葉に強く反応されて、まったく関係ないとされる方もおられます。

一方で、これからの日本社会を見た時に必要なことであり、神道が関わる事は好ましいことであるとか、神職でも福祉の仕事に関わっておられる立場からはようやく動



き出したかという意見もありました。実際、学部開設に当たったっての募財では神社界の大きな支援があったわけで、福祉人材の養成に期待される場所が高かったと考えられています。

そうした中で、本当に神道は福祉と関係がないのか、あるいはどのように福祉と関わってきたのか、あるいはどんな関わりを持つことができるのかなどという問題があるかと思えます。そうした点で、お示しするのが三人の先学の考えなのです。「神道福祉」という場合、神道は、先ほど申し上げましたように、特定の教義はない。ただし、どこか共通するものの考え方を見出せないだろうかという点から、取上げたいと思えます（資料2）。

最初は、櫻井勝之進元理事長。社会福祉学部の創設者であるわけですが、神道イコール福祉と言って良いとの考え方で、福祉を推進する上での神道の特徴を、役割分担主義として捉えられています。何故かと言うと、その背景には、考えてみますと日本の神話を見ても、いろんな神々がそれぞれ役割を担っていらっしやるじゃないで

すかと。役割を担いつつ国づくりという形で神話の中に現われてくる。そういう観点から、一人ひとりがいろんな役割を持つ。すなわち、例えば、障がいを持たれる方がいらっしやっても、その人自体も社会的に役割を持ってそこにいらっしやるのだと。

そのように捉えることこそ、神道の福祉の理念ですというお考えで、社会実践を後押しする根拠を自身で踏まえられています。

お二人目は、平井直房先生。國學院大学の宗教学・神道学の先生でいらっしやいましたが、先生がこうした問題についてお書きになったところでは、神観念とともに人間観を明確に認識をすることが大事である。すなわちそれは、神道の考え方から言えば、人は神様の子、すなわち一人ひとりの出生は、神々の恵みによるという、そういう信仰が基本である。だから人の体内には神の本質が宿っていると自覚する、そういう信仰であると指摘されているところがございます。

これを私なりに考えてみますと、神道的な考え方、例えば中世の神道思想の中には、このような言葉があるんです。「心は

神明の舎（みあらか）」、人の心は神様のお住まいされるところなのだ。だから人間はその内面にある「心神」、これを傷つけてはいけない、損なってはいけない。そういう思想というか、教説が述べられています。この教えは、神道の立場にある者の認識問題ですが、自分の心に神様が宿っておられることは、他者の心にも「貴い存在」が宿っており、それを損なってはいけないのだと捉えれば、自己中心から離れ、相手への向き合い方が違ってまいります。

神道で意識する「心神」は相手にとって何に当たるのだろうかと考え、対話や双方向の交流に深まりが起きるのではないでしょうか。櫻井理事長の考えの、一人ひとりが社会の中でお互いを大事にしていなくてということ強調されたこととつながってまいります。

三人目の鎌田純一先生。先般お亡くなりになりましたのですが、早くに「神道と社会福祉」という論考を発表しておられ、神代人、神職が一般社会へ積極的に出て行くことを学生たちに説かれていました。平成一九年に『神道概説』という本を刊行され



た中に改めてこの論考を再録されています。それには「村々の生活、常にみなが健康で明るく」すこす世界、こういう一つの理念形態というものがある。この村々の生活は、実態として「相互扶助」「大きな和」の精神があるのだと述べられています。ここで指摘された世界を、現代の言葉に置きかえれば地域コミュニティの生活ということになると思うのです。

神道の福祉を考える時には、地域のコミュニティを基盤とし、そこで一人ひとりがどのような認識に立つか。個としては内面に神様が宿られる場がある。そうした心持が大切であり、それらの総合化において、神道福祉の本質を置くという示唆があると考えている次第です。

## Ⅶ 神社界と福祉

先ほどから私どもの学校の事ばかり申して失礼なのですけれども、平成一〇年に学部が設置されました。その以前、神社界が、どのように福祉界に関わってきたかというのを、少し振り返ってお話したい

と思います。と申しますのは、戦前期までは神社は国家が管理をしておりました。しかし、戦争が終わってから神道指令によって、そうした制度がなくなり、ほとんどの神社は宗教法人として再スタートをいたします。そして、神社本庁という神社の連合体組織が結成されました。神社本庁が設立され一〇年経過して、「敬神生活の綱領」

(資料3)が策定され、現在も折にふれ唱和されています。憲章の前文中に、次のような箇所があります。「人類の福祉を増進するは、使命を達成する所以である」と。そして本文は三か条からなり、まず、神様とご先祖への感謝、そして明き清きまことをもって祭祀を厳修するという内容です。明と清という観念は神道では非常に重視されていますが、その「まこと」とは、神と人との調和的關係をなす働きということ。で、そうした状態で祭りに精励すること。

それから二条目は、世のため人のために奉仕するのだと。それは神から委ねられたことであり、そのことの自覚を持つこと、自覚を持ってやろうとすることが必要と示されています。三条目では天皇陛下の御心

をいただき、お互いが対立すること無く、日本の隆昌と世界の共存共栄を祈りに込めるのであるとなっています。いずれも神道における福祉の精神を、神社界が神を敬う生活の信条として表明されていると解することができそうです。

この綱領を確認しながら、昭和二一年の神社本庁創設以降の、対社会的な活動の動向を振り返ってみますと、國學院大學の准教授で、近代における神道の社会事業史研究で活躍中の藤本頼生先生によれば、五つの時期に区分して捉えることが出来るそうです。まず、終戦より昭和三〇年代ぐらいまで。宗教法人となった神社の活動として目が向けられた領域では、戦災孤児や「浮浪児」の救済課題がありました。子どもへの支援という点では、保育園や幼稚園の開設が進められます。もちろん、戦前期は農作業の繁忙期に季節託児所を神社境内へ設けるということは行われていました。寺院も本堂などを随分開放していらっしやいました。子ども問題と併せて、教誨師活動に参画するということがございます。仏教、キリスト教ではその実績を積み重ねられて

いたわけですが、日本宗教連盟に神社神道も加入しますので、国が認めている宗教の関与が可能な領域へ神職さんとして教誨にあたる方々の活動が開始されます。

やがて昭和三二年から四九年、高度成長期段階になってきますと、神社界の関係団体の福祉事業が行われます。その一方では、国家との関係問題という点で、靖国神社の国家護持とか剣璽御動座問題という、懸案課題への運動が展開されます。関係団体に敬神婦人会と呼ばれる、女性の方々の連合体、現在一〇万人おられるわけですが、この方々がハンセン病への援護助成や施設における神社復興、祭典支援がなされます。ご承知のようにハンセン病の方々の強制的な隔離が行われていたわけですが、施設内にはもちろんお寺も構えられていますが、神社も設立されていきました。お寺は宗派ごとに建てられているのですが、神社は一社。しかしそれも戦後破壊されます。そこでもう一度、神社を復興し、例祭を行うとか取り組まれます。その他難病支援のための募金活動が組織に行われます。ただ、福祉事業への関心には波があった

りします。こうした領域への活動が進んできた段階では、昭和五〇年代に入り『神道の福祉活動』という本がまとめられ、民生委員など福祉事業に携わられる神職数も増加しますが、後には神社界の比重の置きどころが移っていくところも見られます。また神社ごとに地域活動を進めることが重視されるという流れが出てまいります。しかし地域活動といっても具体的にどの領域にどのような神社が関わっていくかということとは、必ずしも明示されてきませんでした。やがて、神社界の活動の大きな部分は、伊勢の神宮式年遷宮奉賛活動、昭和四八年の第六十回遷宮へ結束が向けられてまいります。

今般、第六十二回の遷宮が、平成二五年に滞りなく斎行されましたので、あらためて現在社会の状況、教育や福祉、環境保全という領域へ活動を進めていこうというところがございまして、広い意味での福祉という問題が改めて出てきているという状況です。

五期の区分の一部しか紹介できませんが、全体の流れを見ますと、戦後間もなく

は、日本が福祉という問題を制度的にも整えていく段階、そういう中で神社界も宗教団体として、何ができるかということで積極的に活動展開が図られて行きます。やがて日本社会が豊かになってまいりますと、神社自体といえますか、経済面も含め内部的な整備に力がそがれ、福祉という問題について必ずしも十分に目が向けられてまいりますませんでした。もちろん福祉という問題はずっと大事なことでという意識はありました。近年は、国家的な問題への意識を強く意識する場合と、一方で地域神社は少子高齢化という社会のなかにあるわけで、地域と神社の結び付きをもう一度見つめる、その結合の大切さから出発するという考え方という幅をもつ状況ではあるのです。先ほど紹介した「敬神生活の綱領」に「人類の福祉の増進」と出てまいります。これは神社界が戦後の流れを踏まえて綱領に取り入れたものと推測されます。このことについて少し敷衍して述べておきたいと思ひ、参考資料として挙げましたのが、昭和二一年一月一日の「年頭、国運振興の詔書」（資料4）です。そこには「我國民が

人類ノ福祉ト向上トノ為、絶大ナル貢献ヲ為ス」というように、そして十一月公布の憲法（資料5）には、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と出てまいります。また昭和二二年の教育基本法（資料6）を見ますと、ここにも「世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した」とあります。これらを見ますと、戦後期の共通した意識表明を窺うことができます。全体社会の動き、意識と神社界の意識はシンクロしていると言えます。

少し話がそれますが、福祉に関わる時代の変化ということで逸話を紹介しておこうと思います。重光葵という外務大臣がおられました。例のミズーリ甲板上で連合国への降伏文書調印をした全権大使です。この方の回想録ではないのですが、昭和二〇年八月二九日の重光外相の神宮参拝にまつわる話です。当時、神宮の庶務課長で後に少宮司を務められた杉谷房雄さんが、神宮の戦後期を記されたメモの中に、大臣は、余程大事なことを祈りたいお気持ちであった

のだろうが、ご本人は足が悪く御神前まで行ってお参りできない。公式参拝の時は便法を図ってもらえないだろうかとしみじみ話されたという。後で、降伏文書調印のことを知り、重光の気持ちを推し量ったという内容です（資料7）。まさに、バリアフリーの問題ですね。それがかなわなかった時代というものがあつたわけですね。このことは、近年になり電動の車いすまで貸し出されるように、実現されていますが、いずれにしても戦後間もなくの頃というのは、社会福祉にあらためて大きな関心、あるいは重要性というものが意識された時代でございます。

では、福祉の歴史をたどって行くかどうかであつたかといえますと、古代には行基菩薩、あるいは光明皇后のご慈愛、さらには空海、弘法大師さんの活動、中世には忍性とか叡尊という仏教者の活動は知られております。神職の方が登場してきません。では何もされなかつたのかとなれば、これまでそうした研究がなされて来なかつたことと、地域ごとに見て行けば、それぞれの単位で見いだすことができると思います。

こうした歴史を振り返ることはとても重要ですが、一方で現代の社会福祉の枠組みは太平洋戦争後からスタートします。そこで、日本が近代を迎えた明治維新以後どのような流れにあるのか、さほど古代に遡らなくても、今に至る点となりますと、戦前期も十分検証する必要がある、福祉制度や国の施策も含め、戦前、戦後の連続性と非連続性を見ておく視点も大切だと思います。

## Ⅷ 近代以降の社会事業・社会福祉の大きな流れ

明治に入ってからのことについて、制度的な問題を見ますと、明治七年にだされた「恤救規則」（資料8）、太政官達ですが、昭和四年の救護法が出るまで、この法令一つで進んできました。すなわち「済貧恤救ハ人民相互ノ情誼ニ因リとあり、お互いの心根、志、それにもとづいてやりなさい。ただし、「無告ノ窮民」という表現が出てまいります。それでも声を上げることのできないほど窮状に瀕した人々については、何とか済生の手立てをとりましょ

う、対象として救済の手を差し伸べますよというものです。今から見れば、非常に限定された内容だと指摘されます。そういう意味では、戦前期の福祉の世界というのは、制度面において小さいレベルでしかなかったこととなります。

国家の制度面では、決して十分ではない状況のなかで、福祉活動に人々は関係しなかったかというところではありません。現在、仲間の先生方と明治期の宗教的な動機に関わる福祉活動について研究を行うべく進めています。そこであらためて注目している点は、皇室の役割です。国家制度の整わない部分を、積極的にリードしてこられたという実態がございます。皇室の活動はその内容が広く、なかでも社会事業、福祉事業という点で見ますと、現在研究グループで注目している重要な事柄の一つとして、明治二一年の磐梯山噴火があった時のことです。メンバーの一人で社会福祉の歴史に詳しい宮城洋一郎先生のご指摘によれば、この時の災害について勅使が派遣されていることを注目すべきであるとのことです。どうということかと申しますと、地方

の役所から被害状況について国へ報告が上がってまいります。しかしその報告では、実情が必ずしも把握しえないということでしょう。か、勅使を直接現地へ派遣され、実態把握をされる。そしてさまざま多額の恩賜金を地方へ渡されるのです。そうした支援活動が行われており、磐梯山噴火の時は規模的に見て支援内容が大きいのです。その次はとも明治二四年の濃尾大震災の時が重要なようです。

このあたりを中央側と地方側の史料を確認しようとなっております。濃尾大震災では宗教の組織的な活動、仏教界の関わりが結構出てくるということで、このことは民間組織が、皇室のそうした支援活動に呼応する、あるいは促されて活動が進められるという状況が生まれてきたのではないかと予想しているところです。

明治七年の「恤救規則」以降のことですが、明治四四年に「済生勅語」（資料9）が発せられますが、そこでは特に、医療面での救済支援を主眼とされており、医療は社会保障の構成領域として重要な部分ですね。現在の済生会病院としてその流れ

が引き継がれているところ。このように政府としてなかなかできていない部分を、皇室の社会事業として世間の意識をリード、あるいは財政を投入されていたという様子が分かっています。

やがては昭和の四年になりますと諸般の理由で生活困難者となった人の救護を主眼とする「救護法」が整い、そして一三年に、ようやく「社会事業法」というものが成立します。条文を掲げておきましたけれども（資料10）、それには特に施設事業に対して国が助成をするという形です。

その後、太平洋戦争後にGHQは社会事業について公的責任という方針を強く出してまいります。もう一方で、伝統宗教へ事業活動を進めるように促すといえますか、協力を求めます。例えば、奈良県の古くからある寺院のことですが、GHQの役人が、大きなお寺の管長さんたちを集め、戦後の寺院の役割として福祉事業に参画を促すというようなことがなされます。それに応じられたのが「生駒の聖天」で有名な宝山寺さんで、福祉事業を展開されたのです。辻村泰範先生のお話では、外地からの



引揚者の児童の受入などもされていたとおっしゃったように思います。戦後の福祉関係では昭和二年の児童福祉法が最初にだされますが、子どもたちの問題は緊急を要する重要な問題であったわけですね。法的には社会事業法をはじめ個別の法律により国としての制度が整っていくわけですが、それにつれて宗教が社会福祉の役割の中で占める割合が低くなります。国や地方

行政機関が、宗教の活動と一線を画する方向が見られますし、政教分離という観点から、国の制度を活用しながら福祉事業をするには、宗教法人ではなく福祉法人を別個に設置し行わなければなりません。

福祉活動は宗教団体としていくらかでも可能ですが、例えば施設利用者が介護保険を使つて、お寺やお墓参りをされる場合、宗教行為として行うとなれば介護保険の適用外と判断されるのですね。ではどうするかということ、リクリエーション活動という枠内におさめながら利用者のニーズに応えるという話をきいたことがあります。お墓参りはリクリエーションというのは便法かもしれませんが、ストレートに宗教目的

とみなされる場合、公的資金は使えないとなります。お彼岸のお墓参りは一つの日本の宗教文化として捉えていただけると、もう少し利用者のニーズにも添えるようにも思うのですけれども、非常に厳格な部分があります。

現在は福祉多元主義といわれ、また「新しい公共」の領域として福祉を民間が積極的に担っていくことも期待されます。その場合に、宗教がどのように関わっているのか、あるいは自分が宗教者であるという背景を持ちながら関わっているかどうかということだと思います。「新しい公共」の仕組み作りなどに関心が持たれるのですが、やはりそのことに関わる人の心を、どう育てていくかというのが大きな課題だろうと思います。

さて、こうした新しい公共の領域と制度面での福祉の考え方の問題ですが、実を申しますと、平成一二年に法の全面改正があつて、それまでは福祉の基本となるのが社会福祉事業法という名称だったのが、社会福祉法（資料11）となりました。そこで打ち出された理念は、従前の措置処遇とい

う方法、福祉を必要とする人がいたらこれだけの措置をすればよいとか、これがスタンダードのサービスであり、利用者の必要とは関係なく行うとの考え方でした。それが、福祉とは皆がそれぞれの主体者としてより良くある状況を目指すすれば、福祉サービスを選択する、自分でその利用内容を決定するという、措置から自己選択・自己決定へという、考え方の転換が見られます。法律の名称変更だけではなく、内容的に注目される改正なのです。

それからもう一点は、地域福祉という概念が明確に出されたということです。何故かと申しますと、昭和二六年の社会福祉事業法をはじめ、戦後の法律をみますと、「児童福祉」とか「寡婦」とか「身体障害」というように、分野別なのです。これに対して、当事者が基本的に過ごすのは地域ではないか。おのおのが住み慣れている地域でいかに心豊かに過ごせるかということになれば、分野を超えたトータルな福祉が必要ではないかという考え方が明確に出されました。その点で、地域福祉の推進はとても大事になってくるところです。



## IX I A H R二〇〇五年・東京大会

このような流れの中で、あらためて宗教と福祉を考えようと進めましたが、平成一七（二〇〇五）年にI A H R、世界宗教史・宗教学会の国際大会が東京で開催された時のことです。神道と福祉について一人でものを考えるだけではなく、いろんな宗教の観点から捉え返してみようと思ひまして、若い研究者の方々とパネルを結成し発表を行いました。

ここでは福祉をWelfareではなくてWell-beingと表現しています。社会福祉学部につとめ出しました頃は、福祉といえはイコール高齢者や障がいを持つ方への仕事という理解が多く、実際の仕事はきつくと、給料的にも厳しいという評判がつきまといりました。現在も待遇改善は十分に追いついていないと思いますが、実は福祉というのは私たちの生活そのもの、生活全般に関わることで広く捉え返してみようとなつたのです。宗教研究の上から福祉への役割を明らかにする意味やその接点、世界での状況を示し議論を深めて行こうという

ことで、二つのパネルに分けて発表の機会をもち、その内容を大学の出版部から刊行いたしました（資料12）。「利他主義」をキーワードとして発表された方もあれば、「チャプレン」とか「臨床バストラル」という、病院などで末期患者の方のケアに当たる場合の問題、それから新宗教の関わりとか、あるいはイスラム社会ではどうかというような、実際に体験してきた人たちの発表内容を含んでおります。

神道についても三名の発表があり、私もその一人であつたわけですが、このパネルで発表された方々のなかには、その後も研究を続け、充実した研究書をまとめたり、宗教の社会貢献という領域の研究をリードしておられます。

## X 日中韓福祉の比較研究への

## 取組み

こうしたいろいろな分野の方々と対話をする一方で、社会福祉学部におりました時は、日本と中国の福祉の比較研究を行うということ、研究助成の申請やマネジメン

トに関わってきました。日中間の研究を始めたきっかけはひよんなことからして、大学が中国の大学や研究所と交流を進められたのですが、具体的なテーマや共同研究という方向性が動き出さないので、社会福祉学部の方へ声がかかりその一翼を担うこととなつたわけです。

そこで、日本の福祉の理念や考え方は、欧米モデルが多いのですが、個と個とが向き合う場面を切り取って方法や技術を論じるだけではなく、個が存在する社会とその文化背景を踏まえようと思ひますと、アジア世界の中に、共通した人に向き合う時の態度や考え方というものがあるのではないかと。日本の福祉制度はアジア世界でも先進的な国でしょうが、実生活における価値観や人間関係の構築の仕方、あるいは国の福祉への取組の考え方も一度検証する必要があるにしろかということを進めることとなつたわけです。例えば韓国においては、ケアマネジメントの手法を日本から導入したとされますが、援助の方法だけではなく、その根底に流れるものの考え方も大事であろうということで、研究のすり合わせ

をしておりました時に、共通の取組として生まれきたのが、地域社会、地域での福祉というテーマでした。

中国の研究者の方と話しをしていますと、地域といっても日本とはすぐにかみ合わないのです。日本で地域コミュニティと言っている範囲、中国では「社区」と表現されるのですが、規模が違います。日本の感覚で地域コミュニティ○○世帯ぐらいとかの話をしていましたら、中国では何万という単位、とにかく大きいのです。また、実際の地域福祉活動もありますので、見学に行きましたけれども、実態はなかなか分かりにくいところでした。というのは、見学できますのはモデルケースのような所で、もしも深い研究をしようとすれば言葉の問題も含め、比較研究の枠組みをしつかり構築しておく必要があります。しかしながら、インタビューに応じて下さった高齢者の方々が抱える問題としては、親子関係の問題、子どもがどのように親御さんと向き合っていくかというところで、そこにおける倫理問題でした。

そういう点で私たちは「敬愛」という概

念、それから「孝」という概念の重要さを、再提示していく必要があるだろうと話合ってきました。その中で高齢者の福祉という問題も浮かびあがってくるということもございました。また、日本と違って、女性の活動がすごく盛んでございました。

日中間から、次には日中韓の三国間で研究ネットワークを広げて行ったのですが、韓国の方はどうかといえますと印象風景的で申し訳ありませんが、キリスト教系の方々が関与される施設が多いですね。韓国では人口の六〇％近くが、キリスト教系の宗教に関わっているとされますが、宗教というもののあり方が、日本とは違うところですね。しかしながら、韓国も儒教社会と言われてきたわけですから、現代的に「孝」という問題が福祉との関わりでどのような議論として出てくるのかというのが、興味深いところかなと思っております。しかしながら、こうして進めてきたことも、学部の廃止や研究チームの解散などで、今につなげるところが厳しいのですが、これまでの活動成果はいろいろと報告書にまとめましたので、またどなたかが検

証下さればありがたいと思っております。

おわりに

—— 神社の資源と社会関係資源 ——

いろいろ漠然とした事を申し上げましたけれども、神道と福祉の問題を考える時に、私は具体的には神社をすえて見つめることが大切と思っております。ただし、神社と言ってもいろいろなタイプの神社がございますので（図3参照）、地域という問題を考える時には、「村の氏神様」と呼ばれてきたように、これまで地域の人たちが共同で奉斎をしてきたような神社、コミュニティの一つの核として、神社が持っているさまざまな資源をもう一度見直す必要があるのではないかと思っております。現在の神社への関心は、どちらかといえば機能的なこと、パワーを得られるとかいうような感じでした、伊勢神宮もいつの間にかパワースポットとして見られるような世界があります。そうした部分を否定するところではありませんが、私たちが具体的に生活していく上では、地域社会の社会関係資

神社の類型				
祭神	奉斎主旨	奉斎主体	事例	備考
至高神	皇祖畏敬	皇室	伊勢神宮	
	族祖敬仰	氏族	春日大社・東照宮など	
	地域安泰	地域 共同体	ムラ氏神と呼ばれる神社 の多く	
霊神	慰霊安鎮	国民 地域住民	天満宮・御霊神社・靖国 神社・護国神社・義民神 社など	天満宮（菅原道真・ 御霊・学芸）
機能神	国家意識 高揚	国民	橿原神宮・湊川神社など	近代以降の創建神社
	精神安定	個人	御利益に関わる神社など	

図3. 神社の類型

本として、神社の資源に目を向けることが必要であり、神社側もそれを活かすことができないかと思っております。

そういう点で、私は三つの「環境資源」を挙げました。一つは、神社が持っている文化の伝承・創造環境としての資源です。神社では伝統芸能が演じられ、その土

地々々で生み出されてきた祭りや儀式などが行われます。また、伝統文化を披露する方々も見られます。お祭りなんかを見ますと、老人と子どもが一番神様に近い存在として登場してまいります。それは、両者が本当に結び付いた存在として、社会から尊崇をされてきた世界というものを示している。こうした状況に向き合うことも大事でしょう。

二つ目は、人的・社会的な組織資源。氏子や崇敬者と呼ばれる存在が当たり前のような組織としてあったのですが、これをも一度新たな組織として出発するにしても見直していくということが必要かと思えます。今地域のつながり、絆が地域福祉にとって大事な資源だと言われる場合、何故こうした氏子さんや崇敬者さんたちの結び付きをうまく活用されないのでしょうか。それは宗教組織だからと位置づけてしまうことによって、逆にこれまで持ってきた、あるいは育まれてきた社会的価値を見失っていないかと思うところもございます。それから三つ目は神社が持っている自然環境的な資源。「鎮守の森」がいわば心の安

定などに果たしてきた役割もございます。

このようなことの中で、これからの課題としては、地方へ参りますと本当に人口が少なくなっています。高齢者の方が数名で日々をすごしておられる。だからといって、そこを離れたくないとの思いも強い。また、公的資金を投入して、さまざまな施設もつくられたが使われず閉じられている。コミュニティの発展、あるいは創生、維持ということでの議論がなされますが、むしろ誰がこのコミュニティの終焉に寄り添うことができるのかの議論が重要になってくるように思います。

あるいはこれまでコラボレーション、「協働」という場合、宗教組織の場合、内部的なまとまりが強いのですが、そこだけで頑張っても限界がありますから、どういふふうに他の組織と連携を合っていくか、勝手な名前を付けましたけれども「外的コラボリズム」、こういうものがあっても必要になってくるだろうと思います。

ここでお話をさせていただいた、神社に見られる、内的コラボリズム、あるいは宗教界という場面でのつながりは、日本の伝

統宗教の持っている性格かもしれません。これは神道だからとか、それは別な宗教だとして閉じずに、前に進むためにも、もう一度これまでを振り返ることにより、もちろん単なる過去への回顧ではなく、次の人たちにどのように伝え、そして新たな資源として活用を見出していただくかということが、神道と福祉に関わる課題でもあり、大きな役割であろうかと思えます。

急ぎ足ですけれども、いくつかの例を写真とともにお示ししたく準備しました。明治神宮へ参りますと海外からの方々が日本人よりも多いくらいです。広い境内で参道も長い。途中で立ち止まって休むには難しいところがあるかもしれませんが、石段の部分をはじめ利用者の多い箇所はバリアフリー化に努めていらっしゃいます（写真1）。また、今日はお話しできませんでしたが、皇室の關係として、明治四五年に赤十字国際会議に創設された昭憲皇太后基金へ、ご祭神にゆかりのこととして、世界の福祉の増進のために募金活動をされています（写真2）。これは今に続く重要な日本の世界的貢献の一つになっています。

次は、奈良県桜井市の大神神社のことで、す。葉の神様をおまつりする撰社がございまして、そこへお参りに行かれる方にとって不自由ではいけませんので、近年になって案内掲示を作られ、道をなだらかに、そしてスロープを別途設けられるなど対応されています（写真3）。また拝殿へ行く所にエレベーターを付けられたのですね（写真4）。古いお社ですと、その場の雰囲気

前の前へ来られたら突然手を合わされたという、驚くようなことがあったとされてきました。

次の写真は、伊勢神宮の内宮前で、電動の車いすを、外宮内宮両方に置かれておりまして、参拝が楽になりました（写真5）。バリアフリー化について、二通りの考え方があるのですね。参道の一部をセメントやアスファルトを用いて通行の便を図る。もう一つは、それでは雰囲気はどうも合わないということ、むしろ車いすの方を工夫改善する。タイヤを分厚くし、電動を採用する。伊勢神宮の場合は、参拝側から神宮らしさを大切にしたいということで、車いすで来られる方々の参拝支援のNPOによるボランティア活動も行われています。

昔からもそうですが、神社へは高齢者の方々がよく来られます。しかし、階段があるとかで諦められる場合も多い。しかし、最近では、四季折々の木々があり、広がった空間、トイレもだいたい整備してきたとのこと、先ほどの例ではありませんが、リクリエーションとしてよく来られるんです。広島県の護国神社の藤本宮司さんのお話では、ご希望にそって本殿まで案内されたところ、日ごろは介護者へ反応もなされず、車いすで過ごしていらっしゃる方が、御神

から喜ばれたということも聞いています。

次は、かつて社会福祉学部のキャンパスがあった三重県名張市の神社や祭礼の様子です。先ほど少し申し上げた、老人と子どもとの關係を表す様子ですが、生まれた子どもさんが、秋祭りの時に村の名簿に登録さ





写真1 明治神宮



写真2 昭憲皇太后基金への募金案内



写真3 大神神社



写真4 大神神社



写真5 内宮宇治橋前



写真6 名張市丈六・八幡神社祭礼



写真7 名張市夏見・積田神社境内の養老碑



写真8 三重県南部の海辺集落



写真9 ムラの神をまつる祠



れる。それを古老たちが記す、この儀式を経て村の一員となる場面です（写真6）。何気ない祭りの一光景ですが、福祉の勉強をはじめた頃ですから、こうした場面を見ても、深く印象づけられ、コミュニケーションにおける老人の役割や、子どもの育成に地域社会がどのようにかかわって来たのかなど、いろいろ考えさせられるところでした。子どもさんたちが、お祭りの中では神様の表象として登場する姿は、各地で見られますが、こうした民俗行事を通して、あらたな気付きがあるのですね。

次も名張市内の神社に建てられた「養老碑」です（写真7）。大正天皇のご即位を記念して、全国の高齢者を対象に木杯と金一封が下賜されたのですね。その時に地域の人々ほどのような反応をされたかという例で、そんなもったいないものを頂いたんだから、自分たちだけで使っては申し訳ないというところで、高齢者の方々が頂戴されたお金で土地を購入し、氏神様に寄付をされ、森を広げたというところで、それを知った村の人たちが、その行動の麗しさに碑を建て顕彰したということなのです。個人の

名誉と喜びを、地域の方々も祝福し、それに対する「お返し」が鎮守の森を広げるという発想に感心した次第です。

最後に、限界集落などと呼ばれる地域の例をお示しします。ここは三重県南部の海辺集落なのですが、現在は常時数名しか住んでおられません（写真8）。他の住民は、子どもさんたちの所へ身を寄せたり、施設入所です。しかしながら、「ここに住みたいんだ、身体が丈夫な間は」とおっしゃる方がいる所です。その集落の神社です。小さな祠ですが氏神様であり、村を見守る存在なのです（写真9）。お寺も無住です。今から一四年ほど前に訪れた時は七〇歳以上の高齢者が二〇名弱おられました。いわゆる「限界集落」のカテゴリーに入れられていたわけです。コミュニティとしての機能は失われたようにみえますが、神社やお寺の当番を決めて守っておられました。今では日々の清掃などはできにくくなっています。時折帰村する人たちが墓掃除をしたり、雑草の生い茂りなどに気をつけられています。

日本社会には、こうしたところが益々増

えるのではないかと思います。誰が村の最後を看取るのか、そこに宗教はどのように関わるのかなど注視したい領域です。地域の価値を経済面で見えてきた日本社会は、その足元において非常に難しい選択が迫られてくるように思います。

神道と福祉というタイトルで、ずいぶん拡散した話をいたしました。気になる地域の問題を共に考える機会になれば幸いです。ご清聴ありがとうございました。

#### 参考資料

資料1 皇學館大学社会福祉学部の創設と廃止

平成二年八月 櫻井勝之進理事長就任

五年三月 名張市長より新学部誘致要請

八年三月 名張市、社会福祉学部誘致正式決定

一〇年四月 社会福祉学部開設

二二年四月 社会福祉学部学生募集停止（福祉人材養成「現代日本社会学部」へ）

二三年三月 名張キャンパス閉校・四月伊勢キャンパス集約

二五年三月 社会福祉学部廃止

資料2 神道福祉への視座

①『神道と福祉』観

「役割分担というのは神道の一つの原理です。」

：それぞれが役割を持って、自分のなすべきことを自覚して、そこに喜びを覚える、生きがいを感じる、そうすることに人々は退屈しないわけです。これが、福祉の原理ではないでしょうか」「人のつながりのない所にはカミさまは降りて来られません」「障害者の人たちの場合も同じだと思っんです：みんなが互いを認め合い、生かし合うことを考え、お互いにサポートする。それが：神道の福祉です」（櫻井勝之進「次代に伝える神道」平成一〇年、弘文堂）

② 「福祉活動の原点」

「その根本に人間観の明確な認識が必要」  
 「人は神の子」「一人ひとりの出生は神々の恵みによるといふ信仰：人の体内には神の本質が宿っていると信仰」「一人ひとりの神聖性を拝み、その人々が独立した人格として社会におけるライフ・サイクルを完結できるやう援護の手を指しのべる」（平井直房「神道と福祉」〔神道と福祉活動〕昭和六一年、神社本庁）

③ 「神道と社会福祉」

〔前略〕そのような村々の生活、常にみな健康で明るく、病気になるって人が出たとき、みなで助けてとの生活、その基礎に神道精神があるとみられるのである。教義などのない神道の立場で社会福祉について考えるとき、このような伝統的な村々の生活のなかの助け合いの実態、和、大和（だいわ）を常に願い、そのために行ってきた、その根底のもの、それをよく考え当たること、なおざりにされてはならないこ

ととみるのである。」「神道と社会福祉との観点から、過去に遡ってそれを眺め、また現代の世界各国、それも先進国、G7などとは関係のない諸国にも眼をひろげて眺め、それよりそのあるべき姿を具体的に深く考えてあたるべきであろう」（鎌田純一「神道概説」平成一九年、学生社）

資料3 「敬神生活の綱領」（昭和三十一年制定）

神道は天地悠久の大道であつて、崇高なる精神を培ひ、太平を開くの基である。  
 神慮を畏み祖訓をつぎ、いよいよ道の精華を發揮し、人類の福祉を増進するは、使命を達成する所以である。

ここにこの綱領をかかげて向ふところを明らかにし、実践につとめて以て大道を宣揚することを期す。

- 一、神の恵みと祖先の恩とに感謝し、明き清きまことを以て祭祀にいそむこと
- 一、世のため人のために奉仕し、神のみこともちとして世をつくり固め成すこと
- 一、大御心をいただきてむつび和らぎ、国の隆昌と世界の共存共栄とを祈ること

資料4 「年頭、国運振興の詔書」（昭和二十一年一月一日）

〔前略〕我國民ガ其ノ公民生活ニ於テ團結シ、相倚リ相扶ケ、寛容相許スノ氣風ヲ作興スルニ於テハ、能ク我至高ノ伝統ニ恥ヂザル真価ヲ發揮スル

ニ至ラン。斯ノ如キハ実ニ我國民ガ人類ノ福祉ト向上トノ為、絶大ナル貢献ヲ為ス所以ナルヲ疑ハザルナリ（後略）」（参照「みことり」（平成一四年、錦正社）

資料5 「日本国憲法」（昭和二十二年一月三日公布）（第二五条）

「第一項目 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」（国民の生存権）  
 「第二項目 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」（国の保障義務）

資料6 「教育基本法」昭和二十二年法律第二五号（前文）

われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

〔参考〕平成一八年二月二日法律第一二〇号・改正（前文）

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

#### 資料7 重光葵の神宮参拝

(昭和二十年)八月二十九日 新任外務大臣重光葵参拝したが、隻脚(せつきやく・片足)のため大前まで歩行できず、斎館で遙拝、友田二郎秘書官が代拝した。この時重光外相は自分のやうな不具者が公式参拝の時は何か歩行車の如き便法を計らつて貰へないだらうかとしみじみと話された。

余程大前で直接祈願したい事があつたのであらう。後にして思へば九月二日米艦ミズリー号上で降伏文書調印に全権として出席するための参拝であつた。尚外相は斎館で神宮の事はすべて従来通りと心得て宜敷いとの事であつた。終戦後の閣僚参拝はこれが最初であつた。(杉谷房雄「大東亜戦争戦中戦後の神宮」『神宮・明治百年史』上巻、昭和六十二年、神宮司庁、七〇一―七〇二頁)

資料8 「恤救規則」(明治七年太政官達制定…昭和四年・救護法迄)

濟貧恤救ハ人民相互ノ情誼ニ因テ其方法ヲ設クヘキ筈ニ候得共目下難差置無告ノ窮民ハ自今各地ノ遠近ニヨリ五十日以内ノ分左ノ規則ニ照シ取計置委曲内務省ヘ可伺出此旨相達候事

#### 資料9 「濟生勸語」(明治四四年二月一日)

朕惟フニ世局ノ大勢ニ随ヒ國運ノ伸張ヲ要スルコト方ニ急ニシテ 經濟ノ状況漸ニ革マリ人心動モスレハ其ノ歸向ヲ謬ラムトス政ヲ為ス者宜ク深ク此ニ鑒ミ倍々憂勤シテ業ヲ勸メ教ヲ敦クシ以テ健全ノ發達ヲ遂ケシムヘシ若夫レ無告ノ窮民ニシテ醫藥給セス天壽ヲ終フルコト能ハサルハ朕カ最軫念シテ措カサル所ナリ乃チ施藥救療以テ濟生ノ道ヲ弘メムトス茲ニ内帑ノ金ヲ出タシ其ノ資ニ充テシム卿克ク朕カ意ヲ體シ宜キニ随ヒ之ヲ措置シ永ク衆庶ヲシテ頼ル所アラシメムコトヲ期セヨ

#### 資料10 「社会事業法」(昭和一三年法律第五九号)(施設事業への助成)

第一条 本法ハ左ニ掲グル社会事業ニ之ヲ適用ス但シ勅令ヲ以テ指定スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 養老院、救護所其ノ他生活扶助ヲ為ス事業
- 二 育兒院、託兒所其ノ他児童保護ヲ為ス事業
- 三 施療所、産院其ノ他施業、救療又ハ助産保護ヲ為ス事業
- 四 授産場、宿泊所其ノ他經濟保護ヲ為ス事業

五 其ノ他勅令ヲ以テ指定スル事業  
六 前各号ニ掲グル事業ニ関スル指導、連絡又ハ助成ヲ為ス事業

資料11 「社会福祉法」(平成一〇年改正、同一二年全面改正)

#### (目的)

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まつて、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

資料12 パネル「宗教と福祉―宗教の社会貢献と宗教間協力に向けて―」

#### 【主旨】

現代世界において人々が「よりよく生きる」とは、どのような意味として理解することが可能なのであろうか。このテーマを社会福祉の課題として、さまざまな宗教・宗教文化の観点から照射し、具体的な話題を示しつつ議論するのがこのパネルの目的である。

宗教・宗教文化と同じように、社会福祉の領域は、その内部に多様な概念を含んでいる。ある人は国家制度としての社会保障の意味として、また

ある人は個人やグループによるソーシャル・ワークの対象や技術の問題、さらにはコミュニティにおける相互扶助の姿としてとらえるであろう。また、福祉国家や福祉社会という概念では必ずしも捉えきれない社会や地域もあろう。しかしながら、このパネルでは、各発表者が、人間社会における well-being に宗教・宗教文化はどのように関わっているのかという問題関心のもと、宗教の社会に対する役割と諸宗教間の協力のあり方を問う機会としたい。各発表は、諸宗教の社会貢献の実像を個人や社会におけるレベルや歴史的レベル、さらには諸宗教が存在する文化的・社会的背景、あるいは宗教思想などの観点から提示する予定である。

【パネル成果の刊行物】『宗教と福祉 I A H R 二〇〇五年・東京大会パネル記録』（皇學館大学出版部）

序文 島蘭進

- (1) 宗教の社会参加と利他主義（稲葉圭信）
- (2) 病院チャプレンと臨床バストララ教育運動（古澤有峰）
- (3) 私の兄弟である最も小さい者（クリスチャン・ヘアマンセン）
- (4) 日本仏教と社会福祉（ランジヤナ・コムパディヤヤ）
- (5) 社会福祉に対する民族宗教としての神道の実践的役割について（櫻井治男）
- (6) 新日本宗教団体連合会（新宗連）における宗教間協力と社会貢献活動（金子昭）

(7) イランの介護福祉施設におけるボランティア活動とイスラーム（細谷幸子）

(8) 日本における宗教文化と福祉文化の接点（板井正斉）

(9) 仏教の社会貢献（野世英水）

(10) 国立ハンセン病療養施設における神社の創建、廃絶、再興（藤本頼生）

参考図書・文献（発行年順）

昭和五六年 全国神社保育団体連合会編『神社保育ハンドブック』（改訂版）、全国神社保育団体連合会

昭和六一年 神社本庁編『神道と福祉活動』

平成五年 平井直房『神道と神道教化』、自家版

平成六年 西村みはる『社会福祉実践思想史研究』

（第二章神宮教院感化院の記録）、ドメス出版

平成七年 神社本庁編『神社の教化活動』、神社

新報社

平成八年 庄本光政・洪川謙一『改訂神道教化概

説』、神社新報社

平成九年三月 櫻井治男『神道と福祉』（皇學館

大學神道研究所紀要）一三輯

平成一〇年 櫻井勝之進『次代に伝える神道』、

弘文堂

平成一一年改訂 神社本庁教誨師研究会編『教誨

の手引』、神社本庁

平成一二年『教誨の手引』（改訂編集委員会編

『教誨ノススメ』、神社本庁）

平成一二年 今波はじめ『シリーズ 福祉に生き

る27 池上雪枝』、大空社

平成一二年一月 室田一樹『鎮守の森の保育ノ

ト（一）―産育習俗に学ぶ―』（『神道宗教』一

七七号 神道宗教学会）

平成一二年二月 藤本頼生『神道と福祉へのア

プローチ―神社本庁の活動から―』（皇學館大學

神道研究所所報）第五八号）

平成一二年四月 板井正斉『祭の中における『老

人』観―神道と福祉文化論―』（『神道宗教』一

七八号、神道宗教学会）

平成一三年三月 板井正斉『神事芸能と地域福祉

―石見神楽の事例―』（皇學館大學神道研究所

所報）六〇号）

平成一三年三月 板井正斉『福祉文化と祭り―神

道福祉研究の可能性―』（皇學館大學神道研究

所紀要）一七輯）

平成一三年四月 板井正斉『神道と福祉文化―神

島における老人観の現在―』（皇學館論叢）一

九九号、皇學館大學人文学会）

平成一三年 全国神社保育団体連合会『鎮守の森

を保育の庭に』（新神社保育ハンドブック）学

習研究社

平成一三年七月 藤本頼生『神道福祉研究ノート

―宗教教誨と神社神道』（『神道宗教』一八三号）

平成一四年三月 皇學館大學神道研究所公開学術

シンポジウム『宗教・地域・福祉』を考え

る』（皇學館大學神道研究所紀要）一八輯）

平成一四年三月 櫻井治男『神道福祉研究の展開

に関する一考察―福祉文化と神社神道に関連し

て―」(『社会福祉の思想と制度・方法』、永田文昌堂)

平成一六年一月 井守哲郎・稲場圭信・櫻井治男・板井正斉「座談会『福祉文化と神道文化』(『神道文化』一六号、神道文化会)

平成一九年 鎌田純一『神道概説』、学生社

平成二〇年六月一日 藤本頼生「神社神道の社会貢献活動について―地域コミュニティにおける宗教的文化資源の活用の可能性から―」第一六回「宗教と社会」学会学術大会発表資料

(<http://shukyo-shakaikoken.up.seesaa.net/image/fujimoto8.pdf>)

平成二一年 藤本頼生『神道と社会事業の近代史』、弘文堂

平成二二年 皇學館大学社会福祉学部・中国社会科学院日本研究所『独立行政法人日本学術振興会委託事業 皇學館大学・中国社会科学院二国間交流事業共同研究報告書 アジア的福祉文化の地平を求めて―日本と中国の地域と家族の福祉課題について』、皇學館大学社会福祉学部

平成二三年 板井正斉『やゝえあいの神道文化』、弘文堂

平成二四年 宮城洋一郎編『アジア的福祉文化の構造と課題に関する総合的研究』(学校法人皇學館・篠田学術振興基金研究成果報告書)

平成二四年 皇學館大学社会福祉学部地域福祉文化研究所編『皇學館大学創立百三十周年・再興五十周年 地域・福祉・文化』、皇學館大学

平成二五年一月 宮城洋一郎「明治期における

皇室の福祉事業―日本赤十字社の災害救助との関係から―」(『明治聖徳記念学会紀要』復刊第五〇号)

平成二六年 櫻井治男『神道の多面的価値―地域神社と宗教研究・福祉文化―』、皇學館大学出版部